

令和2年9月3日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所バックエンド技術部

原科研廃棄物処理場設工認（その8）申請に対するコメント（R2.9.3）回答

本設工認の対象としている第3廃棄物処理棟、減容処理棟及び解体分別保管棟については、昭和56年以降に建設された新耐震設計の建家である。昭和56年以降、建築基準法は改正されているが、その改正を踏まえてバックフィットさせる理由（考え方）について、原子力機構の他施設の状況も踏まえ、説明すること。

<回答>

本件に関しては、平成26年11月20日の「独立行政法人日本原子力研究開発機構との原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準等に関する面談」において、原子力規制庁殿より、以下のコメントを頂いている。

【原子力規制庁殿コメント】

建築基準法の耐震関係規定は、昭和56年に大きく改正されているが、その後も改正が行われていることを踏まえ、原子力規制庁から、新規制基準は最新の知見を反映させた状態に適合するよう求めるものであるため、昭和56年以降の改正内容についても適合している必要がある旨、指摘した。

（平成26年11月20日 原子力規制庁殿面談議事要旨より抜粋）

原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場においては、平成26年11月20日の面談におけるコメントを踏まえ、昭和56年以降に建設された新耐震設計の施設（第3廃棄物処理棟、減容処理棟及び解体分別保管棟）についても、最新の知見に対応するため、新たに耐震評価を実施している。その評価結果を踏まえ、設工認（その8）として「第3廃棄物処理棟、減容処理棟及び解体分別保管棟の耐震補強」について申請しているものである。

なお、原科研及び他拠点における稼動中又は稼働する予定のバックフィットが求められている施設も同様に、必要な対応を行っている。

以上